

星槎大学公的研究費不正防止計画

平成 27 年 11 月 1 日 制定

星槎大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日 文部科学大臣決定）を踏まえ、公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、以下のとおり運営・管理体制及び不正防止計画を定める。

1. 運営及び管理体制

(1) 最高管理責任者：学長

公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

(2) 統括管理責任者：副学長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的責任と権限を持つ。

(3) コンプライアンス推進責任者：学部長・研究科長・事務局長

各部局における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。

2. 不正使用防止計画

(1) 機関内の責任体系の明確化

不正発生要因	具体的な防止計画
① 慣れや時間の経過とともに、責任の所在が曖昧になる可能性がある。	・ 責任体系を明確にするための諸規程を制定し、責任の所在を明確にするとともに、職名をホームページ上で公開している。

(2) 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生要因	具体的な防止計画
② 研究倫理について、研究者の理解不足に伴い、公的研究費に関する使用ルールへの認識が低下する可能性がある。	・ 全ての構成員に対して、コンプライアンス教育の受講を行い、意識の向上及び習熟を図る。
③ 研究費が税金によって賄われていることに対する意識が希薄になる可能性がある。	・ 公的研究費採択者及び研究費を管理する全ての構成員から、研究費を適切に使用・管理する旨の誓約書の提出を求める。

(3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生要因	具体的な防止計画
① 不正を発生させる原因の把握	・ 不正防止計画の策定にあたっては、機関全体で不正発生要因を

握ができない。	把握する。 ・不正防止計画は、毎年度、実施状況を確認するとともに、内容の再検討を行う。
---------	--

(4) 研究費の適正な運営・管理方法

不正発生要因	具体的な防止計画
① 取引業者との癒着により、カラ発注・架空取引による預け金が発生する可能性がある。	・取引頻度の高い業者については、誓約書の提出を求める。 また、不正な取引を行った場合には取引の停止を含めて、適切な措置を講ずる。
② 出張事実の確認不足により、出張旅費の水増しや架空請求の可能性がある。	・出張報告書等の出張事実を証明する書類の提出を徹底する。
③ 納品書、請求書及び領収書の記載内容が不十分の場合は、業者との不正な取引の可能性がある。	・日付や営業担当者名の記載がない納品書及び請求書については、受理しないことを徹底する。また、領収書の記載内容が不十分な場合には、内訳が記載されたもの（レシート等）の添付させている。
④ 換金性の高い物品についての管理が不十分な場合、私的流用の可能性がある。	・管理台帳により、在庫と受渡状況の把握を徹底する。

(5) 情報発信・共有化の推進

不正発生要因	具体的な防止計画
① 通報窓口が分かりにくいことにより、不正が潜在化する可能性がある。	・通報窓口や相談窓口について、関連規程の公開や手引きの配布等により、不正防止に係る情報発信及び情報の共有に努める。

(6) モニタリングの在り方

不正発生要因	具体的な防止計画
① 監査体制が不十分な場合、不正を見逃す可能性がある。	・公的研究費内部監査規程に基づき、定期的な監査を実施するとともに、必要に応じて研究者及び業者に対するモニタリングも行う。

以上